

令和元年（ワ）第172号、同2年（ワ）第216号、同3年（ワ）第181号、  
同5年（ワ）第290号 違法行為差止請求事件

原告 和田廣治ほか

被告 金井豊ほか

## 意見書

令和6年6月5日

富山地方裁判所民事部合議C係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 岩淵 正明



外

元日の能登半島地震を踏まえ、主要な争点についての意見を述べる。

1. 今回の能登半島地震で明らかになった点の1つが、基準地震動の前提となる周囲の断層の判断に誤りがあったことである。

その典型は、猿山沖セグメントと笹波沖断層（東部）との連動の否定である。

北陸電力は、本件地震の3ヶ月前の2023年10月6日の原子力規制委員会（以下 単に規制委員会という。）の2号機の再稼働を審査する審査会合において、笹波沖断層帯（東部）と猿山沖セグメントの連動を否定し、その理由として、両断層間の①音波探査結果による連続性の否定、断層方向の相違、②重力異常構造の不連続、③高比抵抗ブロックの存在、④地層変位量の相違、⑤最新活動時期の相違の5点をあげていた。

ところが、実際には、能登半島地震では笹波沖断層帯（東部）と猿山沖セグメントが連動したのである。

結局、北陸電力の一見専門的な連動否定の根拠は、いずれも誤っていたことが明らかになり、結果として連動距離が96kmから150kmになり、この点で耐震設計の前提となる地震の評価に関して誤りがあり、被告らの善管注意義務違反

が明らかとなった。

2. 又、被告らは、学識経験者を擁する規制委員会の新規制基準に従い再稼働の判断をずるとしているから、善管注意義務を果たしたことになる」と主張している。

しかし、少なくとも規制委員会で審理済の地震の連動性について、新規制基準の適合性が確認されてもなお重大事故が発生する危険性があり得ることが、今回の能登半島地震で明らかとなった。

すなわち、連動の問題を指摘した前記2023年10月6日の規制委員会審査会合での対応において、北陸電力からの連動否定の主張に対し規制委員会からの質問があったものの、北陸電力が、国交省報告書(2014)及び文科省報告書(2016)が両断層の連動を考慮していないことを連動否定の大きな理由として挙げたところ、規制委員会もこの説明を了承していたのである。結局、規制委員会も、更には国交省・文科省の報告書に参加した地震学者のいずれも連動を予測できなかったのであるから、仮に新規制基準の適合性が確認されても重大事故が発生する危険性があるのである。

3. 10年前の2014年4月に、別件の金沢地方裁判所係属の志賀原発運転差止訴訟において、同訴訟原告らは「トランス・サイエンス」の主張をしていた。

「トランス・サイエンス」とは「科学に問うことはできるが、科学だけでは答えることのできない問題」とされるが、この議論は原子力の分野を典型例としてなされた議論である。

トランス・サイエンスの見地からすれば、福島第一原発事故の原因となったM9の地震を想定できなかった地震学を典型例とする「作動中の科学」では、科学者が現在進行形で研究を進めているような正しい答えはなく、その意味で科学には不確実性をもつから、原発の安全性を判断するには科学的な「正しさ」だけでは決められないこととされる。

そして、今回の地震で連動性の判断を誤っていたことにより、再び地震学の不確実性が明らかとなったのである。

地震学は未だに、どのようにして地震が起こるのか分かっていなかったの  
ある。

従って、原告らも裁判所にトランス・サイエンスや地震学の不確実性を前提  
に、規制委員会の判断によりかかることなく、社会正義と公平の観点からの審理  
を求めるものである。

4. 更に今回の能登半島地震の発生により明らかとなった点は、地震による原発事  
故の場合、避難計画には全く実効性がなく、住民の避難は不可能であることであ  
る。

船舶安全法は、「救命及び消防の設備」の設置を義務付け、これらを施設しな  
い船舶を航行の用に供することを禁じている。航空法では、非常脱出用スライド  
の設置を義務付け、非常脱出用スライドを備えていない航空機は、航空の用  
に供することができないとされている。

船舶事故や航空機事故よりも更に重大な被害を生じさせる原発においても、  
どれだけ安全性を高めても、万が一の事故の際の救命手段である実効性ある避  
難計画等が整っていないければ、運転が許されないことは明白なことである。

規制委員会は、再稼働審査においても避難計画については審査判断しないの  
であるから、規制委員会の適合性の確認を得ない以上再稼働しないから善管注  
意義務に反することにはならないとの北陸電力の弁解は、そもそも成り立たな  
いこととなる。

被告らは、災害対策（避難計画）は国や地方公共団体において対策が講じられ  
るものであるから、被告らの義務違反の問題はないとも主張する。

しかし、避難計画の不備があれば、これに対する万全の措置を講じなければ  
住民の生命・身体の安全は保障できないことは明らかであり、事故が起こって  
も住民に被害を与えない責任が北陸電力の社会的責任であり、被告の善管注意  
義務の内容なのであるから、原発事故時の避難計画が不可能であることが明ら

かになった以上、原発再稼働そのものを中止する判断をすべきであり、中止の判断をしないことが、善管注意義務違反となることは明らかである。

5. 被告らは、能登半島地震によって、志賀原発の安全確保に問題は生じていないと主張する。

しかし、被告らの主張は、変圧器の油漏れについては、耐震強度500ガルに満たない約400ガルの地震動で損壊したことに対し、規制委員会の設備担当委員から「発電所内の設備はもっと強くあってもいいのではないか」との苦言が出されたり、笹波沖断層（東部）M7.6の地震を最大の地震として想定した基準地震動に対して、輪島近くでM7.2と推定される低いレベルの今回の地震によって、基準地震動を越えんばかりのはざとり波が出ていたり、地震によりタービンの軸連結部等が破損し動翼と静翼が接触していたものであり、万一の場合タービンの羽根が飛び出すタービンミサイル寸前までの事態になっていたことが無視されている。

まさに運転中でなかったことが幸いであったケースとしての危機感が、被告らには皆無なのである。

6. 以上の諸点を踏まえ、裁判所におかれては適正な判断をされることを強く求めるものである。

以 上